

兵庫県PTA安全会(旧PTA安全互助会) 手続きのご案内

(PTA活動中の団体保険)

PTA団体傷害保険
(傷害保険PTA団体傷害保険特約)
PTA賠償責任保険
(賠償責任保険PTA特別約款)

兵庫県PTA安全会は、PTA活動中の事故によるおケガや第三者に対する賠償事故を補償する制度です。オプションとしていたPTA賠償責任保険のみのお申込み受け付けます。

■PTA行事参加中の傷害(ケガ)の補償に対して

PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒とPTA会員の同居の親族、PTA行事^(注)への参加が事前にPTAより認められている方が、PTAの主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。PTA行事への往復途上も対象となります。また、細菌性食中毒や日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。

(注) 例としてはPTA役員会・総会、県大会・近畿大会・全国大会参加、学校奉仕活動、PTAスポーツ大会、校外パトロール、体育大会でのPTA競技、文化祭でのPTA出店等

PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

■PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任に対して

- PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(PTA行事への往復途上は対象外です。)
- PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

■PTA活動に伴うクレームや苦情に対して(PTA賠償責任保険に付帯)

- PTAおよびPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。PTA賠償責任保険にセット
※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。

ご加入の方法

加入申込締切日 **5月25日**

お振込み締切日 **5月31日**

- ・同封の「FAXによる加入依頼書」を必ず5月25日までにご送信ください。
- ・加入依頼書のFAX後、必ず5月31日までにお近くの郵便局よりご加入プランの年間掛金をお振り込みください。

補償期間は**令和8年6月1日午後4時～令和9年6月1日午後4時まで**の1年間です。

令和8年度より2次締切の設定はありません。

5月31日に間に合わなかった場合は取扱代理店にお問合せください。

P T A 会 長 様
学 校 長 様

兵庫県PTA協議会
会長 網島 幸治

令和8年度「兵庫県PTA安全会」ご加入手続きのご案内

日頃より、県PTA協議会の活動につきましてご協力を賜りありがとうございます。

さて当協議会では、PTA活動中の思わぬ事故を補償するための互助制度といたしまして「兵庫県PTA安全会」をご案内しております。

春先はPTA役員の入替わり時期と重なりますので、「兵庫県PTA安全会」へのご加入手続きの漏れが無いようお願いいたします。

◆PTA賠償責任保険のみのご加入も受け付けます。

PTA賠償責任補償に【法律相談・弁護士相談費用】が付いています！

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれてしまい、解決をするために弁護士へ法律相談、または代理人として委任をした場合に係る費用を補償する特約です！

【例えば…】

PTA会員になったつもりがないのに、長年PTA会費が学校徴収金と一緒に引き落とされていたので、会費返還と、個人情報に関して説明をして欲しい！という文章がPTA会長にいきなり送られてきたため、弁護士に相談した場合の費用等を補償いたします。

※ご注意 - 「兵庫県PTA安全会」掛金の算出方法について

PTA団体傷害保険	PTA賠償責任保険 (法律相談・弁護士相談費用付き)
単位PTAの会員の世帯数×A～Eプランの掛金	単位PTAの会員の児童・生徒数×12円

※児童・生徒数は、お申し込み時点で把握されている数をご記入願います。

※補償期間中に転校や転入で児童・生徒が入替わった場合でも、自動的に補償されます。

～ 令和8年度のご加入の流れ ～

- 2月中旬 兵庫県PTA安全会のお申込書類（パンフレット・FAX加入依頼書・郵振用紙など）一式をお届けします。
- 5月25日 FAXでのお申込締切日
- 5月31日 年間掛金のお振込み締切日です。
- 6月1日 補償開始日（補償期間は1年間です）

※令和8年度より2次締切の設定はありません。

5月31日に間に合わなかった場合は取扱代理店にお問合せください。

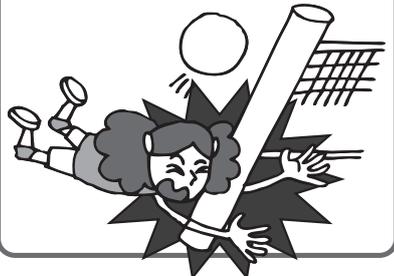
おケガの補償は給付金額に応じて5つのプランを ご用意しております。

おケガの補償を充実したプラン

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

PTA行事に参加した

保護者がケガをした



PTA行事に

保護者と共に
参加した
幼児がケガ
をした



PTA活動として行った

登下校の安全指導中に
パトロール隊員がケガをした。



(PTA事前承認済の場合)

日本国内でPTA行事参加中において、
急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

おケガの補償については、PTA活動への往復途上のケガも補償されるほか、ご選択できるプランも
5プランご用意しております。

	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン
死亡保険金	80万円	105万円	165万円	240万円	530万円
後遺障害保険金(障害の程度に応じて)	上記死亡保険金額の4%~100%				
入院保険金日額(180日限度)	1,100円	1,500円	2,200円	3,300円	4,000円
手術保険金(1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	入院中 11,000円 入院中以外 5,500円	入院中 15,000円 入院中以外 7,500円	入院中 22,000円 入院中以外 11,000円	入院中 33,000円 入院中以外 16,500円	入院中 40,000円 入院中以外 20,000円
通院保険金日額(90日限度)	700円	1,000円	1,400円	2,200円	2,600円
1世帯当りの年間掛金(一時払い)	30円	40円	60円	90円	140円

単位PTAの年間掛金(一時払い) = 1世帯当りの年間掛金(一時払い) × PTA会員の世帯数 となります。

※具体例 (〇〇小学校PTA 会員数421世帯 Cプラン@60円にご加入の場合)
421世帯×60円=25,260円が年間掛金(一時払い)となります。

PTA団体傷害保険Q&A

Q 未就学の弟がPTA主催の行事に参加しますが、補償の対象となりますか？

A PTA会員の同居の親族であれば、兄弟や祖父母も補償の対象となります。

Q 休日の土曜日に補習授業を行います。補償の対象となりますか？

A その補習授業が、PTAが主催または共催するものであれば対象となります。

Q PTA主催のソフトボール大会の参加中に、熱中症で倒れました。補償の対象となりますか？

A 熱中症危険補償特約がセットされていますので、ケガをした場合と同様に補償の対象となります。

PTA活動において、第三者に対して法律上の対人・対物賠償 PTA活動中に対するクレームや苦情が発生した場合にお役に立ちます。

PTA活動に起因する賠償責任補償プラン

PTA賠償責任保険（賠償責任保険（個人用）普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約）

PTA活動中に

会場設備の不備により
来場者がケガをした。



PTA活動中に

ソフトボール大会で打球が
走行中の第三者の車にあたり
り損傷させた。



PTA活動中に

PTAの運動会で使用する
ために借用したスポーツ
用具をあやまって落とし
破損させた。



日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

補償内容	身体の賠償	1名につき1億円 1回の事故につき3億円を限度としてお支払いします。（自己負担なし）
	財物の賠償	1回の事故につき1億円を限度としてお支払いします。（自己負担なし）
	保管物賠償	1回の事故につき10万円・保険期間中の限度額を1,000万円としてお支払いします。 （自己負担額1事故あたり 5,000円）

+

法律相談・クレーム対応費用補償特約

PTA活動中に

PTAの催しで、近隣住民より
騒音のクレームを受け、その後
いやがらせ行為が続いている
為、弁護士に相談した。



PTA活動中に

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた
ので、弁護士への法律相談や委任をした。

弁護士相談・弁護士紹介サービス

PTAまたはPTA役員が、引受
保険会社提携先の弁護士から
のアドバイスや、委任する
弁護士の紹介を受けられます。



法律相談・クレーム
対応費用補償

1回の事故につき100万円限度
保険期間中の限度額を1億円としてお支払します。（自己負担なし）

PTA賠償責任補償（法律相談・クレーム対応費用補償付）プランの年間掛金は
12円 × PTA会員の児童・生徒数 となります

PTA賠償責任保険Q&A

Q PTA賠償責任保険の対象となる事故は、ケガに限られますか？

A 他人のケガに限らず、財物の損壊事故であっても、PTAに法律上の損害賠償責任があると認められれば対象となります。

Q PTA活動に参加するために自宅からの移動中の事故は対象となりますか？

A PTA賠償責任保険では、自宅との往復途上の事故は対象となりません。PTA団体傷害保険では、自宅と行事開催場所との往復途上も補償の対象となります。

Q PTA活動中、保護者の個人的な賠償事故が発生した場合にも補償してもらえますか？

A PTA賠償責任保険の被保険者（補償を受けられる方）は、団体としてのPTAです。PTAが法律上の損害賠償責任を負わない場合は、補償の対象となりません。

PTA団体傷害保険

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+
細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金額がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故
後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	・入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[入院保険金日額×5]	・妊娠・出産・早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染
通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1) 医師の指示により、保険の約款に定める部位(長骨管、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ …など

(注1) 被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。

1. PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事(*)への参加が事前にPTAより認められている方

(*) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注2) 各特約がセットされている場合は、以下内容も含まれます。

細菌性食中毒補償特約	ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
熱中症危険補償特約	ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。

(※) 「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。

1. 被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加している間
2. PTA行事に参加(集合から解散まで)するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

PTA賠償責任保険 (賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約)+法律相談・クレーム対応費用補償特約

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故〉

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

〈保管物に係わる賠償事故〉

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

※1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(管理者賠償責任補償)	<p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉 PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲 〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉 PTAまたはPTA役員 〈保管物に係わる損害賠償責任〉 PTA</p> <p>●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金 (注) 損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p>	<p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉 〈保管物に係わる損害賠償責任〉共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など

<p>●お支払いする保険金の額</p> <p>・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。</p> <p>支払保険金の額＝上記①の損害賠償金＋上記②③④の各費用－自己負担額</p> <p>ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</p> <p><PTA活動に伴う損害賠償責任></p> <p>1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任></p> <p>1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度。</p> <p>・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p>支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</p>	<p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <p>・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など</p>
--	--

<PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用（法律相談・クレーム対応費用補償特約）

法律相談・クレーム対応費用補償特約	<p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。</p> <p>ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりした事。</p> <p>②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。</p> <p>（※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。</p> <p>（※2）退任した役員を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金</p> <p>被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。</p> <p>なお、顧問料は含みません。</p> <p>（※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。</p> <p>（※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・放射線照射・放射能汚染 ・自動車などの所有・使用・管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。） ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 など
-------------------	---	--

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（注2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

保険用語のご説明

あ	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。 （注）「細菌性食中毒補償特約」セットの場合は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保管物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
は	PTA役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これに準ずる方をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

補償内容のお問合せ
並びに事故が起きた時には

まずはお電話ください 

078-332-1870

土・日・祝日・年末年始を除く(月～金 AM9:00～PM5:00)

FAX 078-332-6887

〈取扱代理店〉

〈幹事〉株式会社ベストインシュアランス 学校園安全サービス事業部
〒650-0034 兵庫県神戸市中央区京町75-1 京町栄光ビル4階

1 事故が発生したときの手続き

(PTA団体傷害保険)

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(ご注意)

1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができます場合があります。
2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

(PTA賠償責任保険)

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容
○同一事故を補償する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。)

(ご注意)

1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。

2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

2 手続きについて

取扱代理店が保険金の請求手続きについてご協力します。

3 注意事項

- ・財産の状況の変化による保険金等の削減について引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約時の返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。当保障制度は、損害保険契約者保護機構の補償制度の対象となります。補償制度の詳細につきましては、損害保険契約者保護機構のホームページ(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご参照いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。
- ・引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。
- ※この保険は兵庫県PTA安全会を保険契約者とする団体契約です。加入者の範囲は兵庫県PTA協議会会員である兵庫県内の小中学校PTAの会員となります。
- ※この制度はPTAにご加入いただいている方のための保障制度です。PTA会員の方のみご加入いただけます。
- ※このご案内はPTA団体傷害保険およびPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しくは取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。なお、PTA会員など補償の対象となる方にも重要事項説明書の内容をお伝えください。

兵庫県PTA協議会

<http://www.hyogo-pta.jp/>

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号
兵庫県土地改良会館3階

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

神戸支店

TEL 078-570-4300

(土・日・祝日・年末年始除く 午前9時～午後5時)

【個人情報の取扱いについて】

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報を当制度の引受保険会社に提供いたします。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校、幼稚園、保育園、施設等に提供する場合があります。なお、引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、各社のホームページをご覧ください。